



小豆島から44年前の記録映画



小豆島石の切り出し

昔から伝わる醤油絞りの技法



12月初めに電通テック名古屋支店から16ミリの記録映画をDVDに焼いて欲しいという依頼がありました。箱には昭和37年試写の記述があり、フィルムの制作主体は電通で撮影は電通映画社でした。ただ、山陽映画の袋に入っており、RSKのカウンtrリーダーが付いていて山陽放送で一度放送されているようでした。

フィルムは前の方ほど痛みが激しく、全体に亀の甲状のひび割れや、画像のはげ落ちがありました。しかし、プロジェクター

を特殊な方法で操作してなんとか正常に再生でき、DVD化することができました。

起こした映画は「小豆島の記録」という表題が付いており、小豆島のマルキン醤油の依頼で制作されたものでした。島の風土と歴史の紹介で始まり、今から44年前の小豆島石の切り出し風景や、当時でも貴重になっていた木製の桶や舟を使った醤油絞りの様子などが記録されていました。またお遍路さんや港の様子など、今ではもう見ることの出来ない様々な風景もありました。

あれこれ調べたところ、フィルムを持っていたのはマルキン忠勇という会社で、来月迎える創立100周年を前に社内で上映するために電通テックにDVD化を依頼したものとわかりました。この映像の著作権は電通にあります。が、なんとかお願いして現在の様子と合わせて放送できないかと作業中です。

著作権 知識

⑩「著作権侵害のボーダーはどこに」

テレビにしろラジオにしろ、私たちは音声や映像、それに文章を使って意志を伝えています。その表現のすべてが独創的であるということはありません。

私たちはかつて読んだ文学作品の表現や誰かの語った心に残る言い回しなどを織り交ぜながら文章を作っていきます。言い換えれば、私たちの仕事は、盗作する意志が全く無くても、常に誰かの著作権を侵害している可能性を含んでいるわけです。

ではどこからが盗作で、どこまでなら許されるのでしょうか。実ははっきりしたボーダーはありません。ただそれでは困るので、判例では「誰でも考えうる表現を使った短い文章」の場合は、仮に全く同じ表現をしていても著作権侵害にあたらないとしています。逆に、「表現が少しずつ違っていても、流れが同じであれば二つの文章は同一とみなす」としています。それは、後から表現した方が、「故意に真似をするつもりだったか」、それとも「心に残っていた為につい同じ表現をしてしまったか」の差ともいえます。私たちが文章を作るとき、少なくとも、その言い回しが誰であるのかが頭に浮かんだときは使わないのが無難だということになります。



お詫び

諸般の事情で11月・12月合併号となりました。ご了承ください。